

## 新企業年金保険（保険料に係る特別な取扱いに関する特則を適用しない場合）の保険事務費

### 1. 保険料比例の保険事務費

保険年度中に払い込まれる保険料額を基準として計算します。

（単位：％）

年間純保険料額	保険事務費率
100万円以下の部分	8.0
100万円超 300万円以下の部分	3.2
300万円超 1,000万円以下の部分	1.6
1,000万円超の部分	1.0

※ただし、受取人を保険契約者としている契約は、1,000万円超の部分のうち500億円超の部分は0.7%とします。

#### ◎留意事項

1. 上記の保険事務費率は1年当たりの保険事務費率です。
2. 生保全体分の年間純保険料額を基準として計算したものを、各生命保険会社の年間純保険料額を基準として按分します。
3. 上記の保険事務費は純保険料とともに払い込んでいただきます。

### 2. 責任準備金比例の保険事務費

資産種類ごとの経過責任準備金額を基準として計算します。

（単位：％）

経過責任準備金額	保険事務費率		
	一般勘定	特別勘定特約	
		総合口	円貨建 公社債口
1,000万円以下の部分	0.650	0.660	0.495
1,000万円超 5,000万円以下の部分	0.500	0.510	0.383
5,000万円超 5億円以下の部分	0.300	0.382	0.287
5億円超 10億円以下の部分	0.150	0.314	0.236
10億円超 20億円以下の部分		0.297	0.215
20億円超 30億円以下の部分		0.280	0.197
30億円超 50億円以下の部分		0.270	0.185
50億円超 100億円以下の部分	0.130	0.243	0.174
100億円超 200億円以下の部分	0.110	0.228	0.161
200億円超 300億円以下の部分		0.213	0.150
300億円超 500億円以下の部分		0.190	
500億円超 1,000億円以下の部分	0.100	0.180	0.135
1,000億円超 2,000億円以下の部分			
2,000億円超の部分			

(単位：%)

経過責任準備金額	保険事務費率			
	特別勘定特約			
	円貨建株式口			短期 資金口
	A	B	C	
1,000万円以下の部分	0.780			0.045
1,000万円超 5,000万円以下の部分	0.603			
5,000万円超 5億円以下の部分	0.451			
5億円超 10億円以下の部分	0.371			
10億円超 20億円以下の部分	0.327			
20億円超 30億円以下の部分	0.303			
30億円超 50億円以下の部分	0.282			
50億円超 100億円以下の部分	0.251			
100億円超 200億円以下の部分	0.236			
200億円超 300億円以下の部分	0.221			
300億円超 500億円以下の部分	0.198			
500億円超 1,000億円以下の部分				
1,000億円超 2,000億円以下の部分				
2,000億円超 の部分	0.198			

## ◎留意事項

1. 上記の保険事務費率は1年当たりの保険事務費率です。
2. 一般勘定については、生保全体分の経過責任準備金額（毎月始元本残高の年度平均値）を基準として計算したものを、各生命保険会社の経過責任準備金額を基準として按分します。
3. 特別勘定部分については、当社分の各特別勘定（口）ごとの経過責任準備金額（毎月始元本残高の年度平均値）を基準として計算します。円貨建株式口A、円貨建株式口Bおよび円貨建株式口Cについては、経過責任準備金額を合算して計算します。
4. 上記の保険事務費は保険年度末に年金資産から徴収します。

## 3. 保険事務費全般についての留意事項

1. 上記の保険事務費には、消費税相当額は含まれておりません。別途、年金資産から徴収します。（消費税法施行規則第3条第5号に該当する場合）
2. 上記の保険事務費のほか、特別勘定の資産運用の過程で、株式の売買委託手数料などの諸費用を資産運用の一部として間接的にご負担いただきます。なお、売買委託先、売買金額などによって手数料率の変動するなどの理由から、これらの計算方法は表示しておりません。
3. 年金受給者のみの契約については、「保険料比例の保険事務費」と「責任準備金比例の保険事務費」に代えて、お支払いの年金額に0.01を掛けた額を保険事務費とします。